

越谷市電子契約事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子契約サービスを利用して行う市の契約の締結について、必要な事項を定めるものとする。また、この要領に定めのないものについては、それぞれの入札等に係る実施要領等の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (4) 電子契約書 法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (5) 契約書一式 紙で契約書を作成・製本する場合と同一のものをいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (8) 承認者 契約の相手方に契約書等を送信する際、当該契約書等が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。

(対象とする契約等)

第3条 電子契約の対象とする契約等は、次に掲げるものとする。

- (1) 請負契約
- (2) 委託契約
- (3) 売買契約
- (4) 貸貸借契約
- (5) システム使用・保守等の契約
- (6) 注文書・請書その他これに準ずる書面
- (7) その他電子契約によることが適当と認められる契約

(対象としない契約)

第4条 電子契約の対象としない契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、契約課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用・管理を図るために必要な事項

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、各課所に付与する。

- 2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。
- 3 アカウントの取扱いは、各課所が適正に行う。
- 4 パスワードの管理、設定及び変更は、各課所が行う。
- 5 各課所は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理する。

(電子契約の承認者)

第7条 各課所に承認者を置き、所属長をもってこれに充てる。承認者が不在のときは、越谷市事務専決規程(平成30年規則第15号)の代決の規定を適用する。

(電子契約利用の申出)

第8条 契約の相手方は電子契約を利用する場合電子契約利用申出書(別記様式)により、電子契約による契約締結の希望の申し出を行う。なお、入札案件の場合は、入札参加者への公告と並行して希望の申し出を行い、それ以外のものは、契約の申入れに並行して希望の申し出を行う。

(契約の締結日等の取扱い)

第9条 電子契約書に記載された契約日と契約内容に関する相互の承認が完了した日が異なる場合は、電子契約書に記載された契約日を契約の締結日とする。電子契約書に記載された契約日から当事者相互の承認が完了するまでに行われた行為は、当事者協議により当該電子契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(契約内容の修正)

第10条 所属長は、契約内容の修正(誤字又は語句の修正、条文の削除等)が生じた場合は、新たな契約書一式及び修正・取消事項等を記載した覚書を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続きを行う。なお、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(変更契約)

第11条 所属長は、変更契約が生じた場合は、変更契約書について電子契約手続きを行う。なお、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(決裁に必要な書類)

第12条 所属長は、支出負担行為及び支出命令等の際に、電子契約書の写し及び合意締結証明書を支出伝票等に添付することとする。

(電子契約書データの保存について)

第13条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(他の定めの解釈)

第14条 市長その他の越谷市の機関の定める条例、規則、要綱等の規定における契約又は契約書等については、電子契約又は電子契約書を含むものとする。

ただし、当該規定に別段の定めがある場合又は電子契約若しくは電子契約書を含めて解釈することが当該規定の性質上適切でない場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行し、令和8年1月1日以降に契約する電子契約から適用する。

(別記様式)

年 月 日

(宛先) 越谷市長

所在地	
商号又は名称	
代表者役職	
代表者氏名	

※代表者が越谷市との契約を支店、営業所等に委任をしている場合は委任を受けている支店、営業所等が申し出をしてください。

電子契約利用申出書

電子契約サービスを利用して越谷市と契約を締結することを希望し、必要な事項を次のとおり届け出ます。

契約件名	
------	--

【契約承認者（必須）】

部署・役職等		氏名	
メールアドレス			

※契約承認者は、電子契約サービス上の手続において、契約の締結を最終的に承認する人を設定してください。

例) 代表取締役又は委任を受けた支店長等

【契約担当者】

部署・役職等		氏名	
メールアドレス			

※ 契約承認者と同一である場合は空欄とする。

※ 契約承認者と同じメールアドレスは設定不可。

<確認事項>

- 1 契約担当者を設定した場合、契約担当者、契約承認者の順で電子契約サービス上の承認手続を行います。
- 2 日付は、本書を作成した日付としてください。
- 3 入札案件については、落札者が提出したもののみ有効として取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。
- 4 建設工事の請負契約においては、次に掲げる条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

【留意事項】

- (1) 電磁的措置の種類 コンピュータ及びネットワークを利用した措置を指す
- (2) 電磁的措置の内容及びファイルへの記録の方法 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール又はサーバー上からのダウンロード等により記録する方法等